

佐 本 規 制 発 第 1 5 号
令 和 3 年 1 月 1 9 日

各 警 察 署 長 殿
高速道路交通警察隊長

保 存	5年(令和8年3月31日まで)
有 効	令和8年3月31日まで
企画係	

交 通 部 長

**道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について
(通達)**

道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号。以下「改正法」という。）は令和2年5月27日に、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第90号）、特定車両停留施設の構造及び設備に関する基準を定める省令（令和2年国土交通省令第91号。以下「基準令」という。）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和2年内閣府・国土交通省令第5号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和2年国家公安委員会告示第50号）は令和2年11月20日に公布され、いずれも令和2年11月25日に施行された。

これら改正法等による改正後の道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）等のうち交通警察に関係する部分、対応上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正法の趣旨・概要

高度な自動運転の実用化に向け、車両に搭載される自動運行装置等及び道路に設置されるインフラによって自動運転の安全性を担保することを目的として、自動運行補助施設（電磁誘導線、磁気マーカ等）が、また、旅客の乗降又は貨物の積卸しによる渋滞を緩和することにより安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業・一般乗用旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める自動車（以下「特定車両」という。）を同時に2両以上停留させることを目的とした「特定車

両停留施設」が、それぞれ道路の附属物として追加されるとともに、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資することを目的として、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められる道路を「歩行者利便増進道路」として指定する制度が新設された。

2 改正法の内容（交通警察関係）

(1) 自動運行補助施設関係

ア 自動運行補助施設の位置付け

高度な自動運転技術の実用化に向け、車両に搭載される自動運行装置等及び道路に設置されるインフラによって自動運転の安全性を担保する必要があることから、当該インフラに係る必要な措置を講ずることとした。

※ 具体的には、自動運行補助施設（電磁誘導線、磁気マーカ等）を道路の附属物として位置付け（法第2条第2項第5号）

イ その他自動運行補助施設に係る規定の整備

上記アのとおり、自動運行補助施設について、道路管理者が道路の附属物として設置するほか、道路管理者以外の者による設置も想定されるため、当該施設を占用物件として追加するとともに、自動運行補助施設の占用の場所に関する基準が設けられた。（令第11条の6）

また、道路の附属物である当該施設の性能の基準等に係る規定が整備されたほか、道路管理者が自動運行補助施設を設置し、又はその設置場所を変更したときは当該施設に係る必要な事項を公示しなければならないこととされた。（法第45条の2、規則第4条の8の2）

(2) 特定車両停留施設関係

ア 特定車両停留施設の位置付け等

旅客の乗降又は貨物の積卸しによる渋滞の緩和等を目的として、特定車両を同時に2両以上停留させることを目的とした特定車両停留施設が道路の附属物として追加された。（法第2条第2項第8号）

また、特定車両の種類について、以下のとおり、

(ア) 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(イ) 道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(ウ) 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(エ) 貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車が定められた。（規則第1条）

加えて、道路管理者は、当該施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならないこととされたところ、下記3のとおり、道路管理者が設置する規制標識が新設された。（法第48条の34）

イ 特定車両停留施設の利用に係る道路管理者による車両の種類の指定及び停留の許可

道路管理者は、特定車両停留施設を利用できる車両の種類を上記ア(ア)～(エ)に掲げるもののうちから当該施設の供用の開始前にあらかじめ指定・公示することとされた。(法第48条の30)

また、特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならないこととされたほか、当該許可申請に係る事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならないこととされた。(法第48条の32第1項本文、第3項)

なお、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び令第35条の7に規定する車両（以下「緊急自動車等」という。）については、道路管理者の許可を受けることなく特定車両停留施設を利用できるとされたほか、当該緊急自動車等については停留料金を徴収しないこととされた。(法第48条の32第1項ただし書き、法第48条の35第1項、令第35条の9)

その他、道路管理者の許可を受けず、特定車両停留施設に車両を停留させた者に対する罰則が設けられた。(法第103条)

ウ 特定車両停留施設の構造及び設備に関する基準

法の委任を受けた基準令により、当該施設の特定車両の出入口、誘導車路、操車場所、停留場所等の構造及び設備の基準が定められているが、特に、特定車両の出入口について、道路管理者が特定車両停留施設の存する地域を管轄する都道府県公安委員会と協議して当該出入口の設置が当該道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないと認める場合については適用しないこととされた。(法第48条の31、基準令第3条)

エ 都道府県公安委員会との調整

道路管理者は、特定車両停留施設を設けようとするときは、当該施設を設けようとする地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かななければならないこととされた。(法第95条の2第1項)

(3) 自動車駐車場等運営事業関係

道路管理者が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、事業者自動車駐車場等運営権を設定し、当該道路管理者に代わって当該事業者が自動車駐車場等の運営等を行い、当該駐車場等の利用に係る料金を自らの収入として収受することができることとされた。(法第48条の40)

この点、自動車駐車場等運営権者は、道路管理者に代わって当該自動車駐車場等の運営等を行っている者であることを踏まえ、自動車駐車場等運営権者が運営等を行う自動車駐車場等において、道路管理者の承認等の特例の対象行為（規則第4条の24）を行う際、自動車駐車場等運営権者と道路管理者との協議成立をもって、道路管理者以外の者の行う工事における承認（法第24条本文）又は道路占有許可（法第32条第1項又は第3項）があったものとみなされ、この場合において、当該行為のうち道路の占用について道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、道路管理者はあらかじめ当該地域を管轄する警察署長

に協議するものとされた。(法第48条の45)

(4) 歩行者利便増進道路関係

ア 歩行者利便増進道路の指定制度

道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設（法第33条第2項第3号）等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができるものとされた。(法第48条の20第1項)

また、道路管理者は、歩行者利便増進道路を指定しようとするとき、又は当該道路の改築を実施するときは、当該指定又は改築をしようとする道路の存する地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないこととされた。(法第95条の2第1項)

イ 歩行者利便増進道路のうち一部の区域における占用許可の基準の特例

道路に掲げる工作物、物件又は施設（法第32条第1項第1号又は第4号から第7号）のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもので、歩行者利便増進道路（法第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）については、道路占有許可基準（法第33条第1項）の規定にかかわらず、道路占有許可（法第32条第1項又は第3項）を与えることができるものとされた。(法第33条第2項第3号。無余地性の基準の適用除外。)

また、道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとする際は、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。(法第33条第3項)

ウ 歩行者利便増進道路における公募占用制度

利便増進誘導区域内における歩行者利便増進施設等について、当該施設等を設置する者を公募により決定することが、占用者の公平な選定を図るとともに、歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる場合において、道路管理者が公募占用の指針を策定した上で、事業者等が当該指針を踏まえた計画を作成して道路管理者へ提出し、当該計画を道路管理者が評価・認定することで占用者を決定することとする公募占用制度が設けられた。(法第48条の23から法第48条の29)

また、道路管理者は、当該計画の評価を行おうとする場合において、当該評価に係る歩行者利便増進計画に従って、公募対象歩行者利便増進施設等（法第

48条の23第1項)を設置する行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。

(法第48条の25第3項)

なお、歩行者利便増進計画の変更の認定を行おうとする場合であって、当該変更後の歩行者利便増進計画による公募対象歩行者利便増進施設等の設置が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うこととされた。(法第48条の27第1項)

エ 認定歩行者利便増進計画に基づく道路の占用の許可

歩行者利便増進計画が認定された後は、従前の占用許可の手續と同様に、歩行者利便増進計画に基づく占用許可申請を受けて道路の占用の許可を行うこととされた。

具体的には、歩行者利便増進計画の認定(法第48条の26第1項)を受けた者は、認定(法第48条の27条第1項の変更の認定を含む。)を受けた歩行者利便増進計画(法第48条の27の変更を含む。)に従って、公募対象歩行者利便増進施設等(法第48条の23第1項)を設置するほか、道路管理者は、当該計画提出者から、道路占有許可申請(法第32条第1項又は第3項)があった場合においては、これらの規定による許可を与えなければならないこととされた。(法第48条の28関係第1項)

この場合、認定歩行者利便増進計画に基づく道路の占用が道路使用許可を必要とするときは、従前の占用許可の手續のとおり、法第32条第5項の規定により、道路管理者はあらかじめ当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うこととなる。

このとき、周辺の交通実態等について歩行者利便増進計画の評価を行った時点では予想されなかった変化があり、警察署長から認定歩行者利便増進計画の変更を求められた場合には、道路管理者は、認定計画提出者に当該計画の変更申請を求め、変更後の認定歩行者利便増進計画に基づいた道路占有許可申請書を提出させるものとされた。

3 規制標識「許可車両専用(325の5-A~C)」及び「許可車両(組合せ)専用(325の6)」の新設

特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点に設置する規制標識「許可車両専用(325の5-A~C)」及び「許可車両(組合せ)専用(325の6)」を新設し、交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)についても所要の改正が行われた。(改正標識表示令)

4 留意事項

改正法附則第1条第2号の改正規定(限度超過車両の通行可能経路に係る登録確認制度及び指定登録確認機関関係)については、改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

